

平成25年(東)第1479号ほか 浪江町原発ADR集団申立事件

申立人

相手方 東京電力株式会社

上 申 書

平成27年4月28日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

申立人ら代理人 弁護士 日 置 雅 晴



同 弁護士 濱 野 泰 嘉



ほか

頭書事件につき、申立人らは、相手方の平成27年4月20日付準備書面(3)について、以下のとおり上申いたします。

- 1 貴センターの「勧告」では、相手方が和解案を拒否する場合は、「陳述書の内容を踏まえたうえで、提示済みの和解案が不当であるとする個別具体的な理由を明記」するよう指示がありました。しかし、相手方の回答は申立人13名それぞれの賠償支払状況を説明しているだけであり、「和解案が不当であるとする個別具体的な理由」をまともに回答しておらず、著しく不誠実で不当な対応です。

よって、申立人らは、貴センターに対し、相手方が「勧告」の趣旨目的について誤解が生じることがないように説明するとともに、相手方が本和解案における個別の諾否回答を真摯に検討し、あらためて誠実に回答するよう強く要求してくだ

さいますよう上申いたします。

2. そもそも、相手方の本和解案に対する回答は、別紙記載の申立人ごとの個別の回答という形式はとっているものの、その内容はこれまでと同様であり、全面拒否回答に他なりません。

このような全面拒否回答は、相手方が「新・総合特別事業計画」（平成26年1月15日認定）において「東電と被害者の方々との間に認識の齟齬がある場合であっても解決に向けて真摯に対応するよう、ADRの和解案を尊重する」との宣言に真っ向から反しており、著しく不当な対応です。

また、総括委員会が、同年8月4日の「東京電力の和解案への対応に対する総括委員会所見」において、仲介委員が提示した和解案を拒否する相手方の態度について、新・総合特別事業計画で自ら誓約した和解案の尊重の放棄、和解仲介手続自体の軽視、貴センターの役割の阻害、原賠法が定める損害賠償システム自体の信頼の毀損であると厳しい言葉を並べ、強く再考を求めましたが、にもかかわらず、相手方は何ら態度を変えようとしていません。これは、貴センターを始めとして日本政府が3年以上かけて行ってきた原子力事故損害賠償制度を真っ向から否定するものといえ、到底看過できません。

3. そして、相手方の回答は以下のとおり「和解案が不当であるとする個別具体的な理由」にまともに回答しておらず、真摯に検討した形跡のない、著しく不誠実な回答であると考えます。

- (1) まず、相手方の回答は、「総括基準において示された基準を踏まえ」てされていますが（3頁）、仲介委員の提示した和解案は、「中間指針や総括基準が策定された時点よりも、軽減されるどころか、増加しており、より現実化、顕在化して深刻になっている」として、申立人ら全員に「避難生活の長期化に伴う精神的苦痛（将来への不安等）の増大による慰謝料」を認めているのですから、総括基

準において示された基準を踏まえた回答のみでは不十分であることは明らかです。

仮に、相手方が申立人らの「避難生活の長期化に伴う精神的苦痛（将来への不安等）の増大による慰謝料」を否定するのであれば、申立人らそれぞれにおいて「避難生活の長期化に伴う精神的苦痛（将来への不安等）の増大」を否定する事情を主張すべきです。

- (2) 次に、相手方は、申立人らの日常生活阻害慰謝料の増額に関し、申立人ら全員についてさらなる具体的事情の説明を求めています（3頁以下）、相手方は、これまで進行協議や口頭審理などで釈明を求めたり、質問をするなどの機会が十分に保障されていたにもかかわらず、それらの行為を一切せず、他に主張や資料の提出はないとして、仲介委員が本和解案を提示するに至ったのですから、本和解案提示から1年以上も経過したいま、改めて具体的事情が足りないとして、本和解案の受諾を拒否することは許されません。

仮に、相手方が高齢者の日常生活阻害慰謝料の増額を否定するのであれば、申立人らそれぞれにおいて増額を否定する事情を主張すべきです。

- (3) また、相手方は、申立人らの日常生活阻害慰謝料の増額に関し、すでに慰謝料を増額して支払っている旨を述べていますが（3頁以下）、すでに支払っている慰謝料の増額は「総括基準において示された基準を踏まえ」て判断されたものですので、「75歳以上の高齢者」であることを考慮して増額された場合を除き、増額の拒否理由にはなり得ません。

仮に、相手方がすでに慰謝料を増額して支払っていることを理由に高齢者の日常生活阻害慰謝料の増額を否定するのであれば、申立人らそれぞれにおいてすでに支払っている慰謝料の増額分が「75歳以上の高齢者」であることを考慮して支払ったという事情を主張すべきです。

- 4 貴センターが個別の諾否回答を求めたのは、「和解案の内容について、少なく

とも和解案として示した賠償額を下回るような申立人がいないことを、実証的・具体的に確認する作業を行う」ためであり、当然ながら個別の申立人についての和解案を提示するために手続を再開して個別の立証をするためではありません。しかし、相手方は回答書のタイトルをあえて「準備書面（3）」とし、個別の申立人に関する立証を求め、個別の申立人についての貴センターの意見、すなわち和解案を求めているものであり、許されるものではありません。

よって、冒頭で述べたとおり、相手方があらためて誠実に回答するよう強く要求させていただきますよう上申いたします。

以 上